部長及び参事官　　捜一発第26号
殿　　（地域）
所属長　　令和6年3月1日
5年保存（口訓）
本部長

死体取扱時における貴重品の適正な取扱い等について（通達乙）

先般、他県警察において死体取扱現場に臨場した地域警察官が当該現場に残されていた現金を不法に領得する事案や、死体取扱現場から引き上げて警察署に保管中の現金を刑事課員が窃取する事案が発生した。この種事案は、物件所有者等の財産権を侵害し、警察活動への県民の信頼を損う極めて重大な不適正事案であるところ、同種事案の絶無を期すため、死体取扱現場に残された現金、有価証券、通帳・印鑑、貴金属等一般的見地から判断して貴重な品と認められるもの（以下「貴重品」という。）の取扱い等について、下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知徹底されたい。

記

1　死体取扱現場における活動について

(1)　署幹部の対応

署幹部及び当直責任者（以下「署幹部等」という。）は、死体を取り扱う可能性がある現場に警察官を臨場させる場合には、下記の措置を講じて取扱いの適正を確保すること。

ア　臨場した警察官に、人命救助や捜査の観点から行う生死の別の確認を行わせ、死亡を確認したときは、直ちに死体及びその周辺の映像を高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）のデータ端末等により送信させるなどして、現場の正確な状況を把握すること。

イ　臨場した警察官に、貴重品の確認作業や家屋内の調査等を単独で行わないよう指示すること。

(2)　現場責任者の対応

死体取扱現場に臨場した現場責任者は、貴重品の確認作業や家屋内の調査等を指揮すること。

その際、臨場した他の警察官に対して、必ず複数人で行うよう指示し、写真撮影等を励行させること。

2　死体取扱現場における貴重品の取扱いについて

(1)　貴重品の発見報告

現場責任者は、死体取扱現場において貴重品を発見した場合には、発見し

た貴重品の品名、数量等を署幹部等に報告すること。

(2)　遺族等立会いによる貴重品の確認

死体取扱現場において発見した貴重品については、遺族その他貴重品を引き渡すことが適当と認められる者（以下「遺族等」という。）又は現場関係者による確認及び写真撮影の立会いを徹底すること。

遺族等又は現場関係者による確認及び立会いが困難な場合には、以後の紛議を防止し、かつ適正な取扱いを担保するため、必ず複数の警察官による確認と写真撮影を実施すること。

(3)　死体取扱現場で遺族等に引渡しができる場合

死体取扱現場で発見された貴重品については、原則、現場責任者の指揮のもと当該現場において、遺族等に確実に引き渡すこと。

その場合には、適正な取扱いを担保するため「死体取扱報告書」に当該現場において遺族等に引き渡した旨を確実に記載すること。

(4)　死体取扱現場で遺族等に引き渡すことができない場合

現場責任者は、当該現場において貴重品を遺族等に引き渡すことができない場合は、貴重品の状態や当該現場の防犯設備の状況等に鑑み、当該貴重品を当該現場に残置することの適否につき、署幹部等の指揮を受けること。

署幹部等は、現場責任者の報告及び意見を踏まえ残置することが適当でないと認めるときは、当該貴重品のうち保管が必要なものを指定して、警察施設に引き上げさせること。

署幹部等は、貴重品を当該現場に残置させる場合には、当該現場を施錠するなどの方法により、盗難等の防止措置を講じること。

警察施設に引き上げた当該貴重品を遺族等に引き渡す場合には、「死体及び所持品引取書」の所持品目録欄に当該貴重品を確実に記載した上で引き渡すこと。

3　警察施設に引き上げた貴重品等の取扱いについて

署長は、上記２(4)により死体取扱現場から引き上げた貴重品の保管責任者に署の主管課長又は当直責任者を指定し、貴重品の適正な保管及び管理を行わせること。

保管責任者は、引き上げた貴重品を保管するに際しては、施錠設備を備えた専用の金庫又はこれに代わる設備（以下「貴重品保管庫」という。）に適切に保管し、貴重品を出納する場合には、必ず立会いを行うこと。

貴重品保管庫の鍵については、執務時間内は署の主管課長が、執務時間外は当直責任者がそれぞれ管理すること。

また、貴重品を貴重品保管庫に保管するときは、別添に示す「貴重品管理出

納簿」に死者・品名・数量等を確実に記載した上、以後、出納に際しては貴重品出納状況欄に出納の状況を漏れなく記載すること。